

副本

平成30年(行ウ)第184号 環境影響評価書確定通知取消等請求事件

原告 [redacted] ほか11名

被告 国(処分行政庁 経済産業大臣)

被告第2準備書面

令和元年9月13日

大阪地方裁判所第2民事部合議1係 御中

被告指定代理人 溝口 優 [redacted]

近成 弘樹 [redacted]

西島 久美子 [redacted]

田上 博道 [redacted]

第1	最高裁平成17年12月7日大法廷判決（民集59巻10号2645ページ。 以下「平成17年最高裁判決」という。）の判断枠組みによれば本件原告らに 原告適格がある旨をいう原告らの主張には理由がないこと	3
1	平成17年最高裁判決の要旨	3
2	電事法は、環境影響評価の手続を通じて人の健康等の個人の具体的利益を保 護しようとするものではなく、技術基準への適合性を求めることによって、そ の保護を図っていること	5
	(1) 電事法の趣旨及び目的	5
	(2) 火力発電所に係る電事法の規制の枠組み	6
	(3) 原告らの主張について	9
3	平成17年最高裁判決と本件は事案を異にしており、同判決に基づいて原告 らに確定通知の取消しに係る原告適格が認められるものではないこと	14
第2	結語	15

被告は、本書面において、原告らの令和元年6月27日付け準備書面（1）（以下「原告ら第1準備書面」という。）に対し、必要な範囲で反論する。

なお、略語については、本書面で新たに定めるもののほか、従前の例による。

**第1 最高裁平成17年12月7日大法院判決（民集59巻10号2645ページ。以下「平成17年最高裁判決」という。）の判断枠組みによれば本件原告らに原告適格がある旨をいう原告らの主張には理由がないこと**

#### **1 平成17年最高裁判決の要旨**

平成17年最高裁判決は、都市計画法に基づく都市計画事業である鉄道の連続立体交差化を内容とする鉄道事業の認可につき、事業地の周辺住民にその取消しを求める法律上の利益があるとして原告適格を認めたものであるところ、同判決は、都市計画法は、都市計画「事業の内容が都市計画に適合することを認可の基準の一つとし」、「当該都市について公害防止計画が定められているときは都市計画がこれに適合したものでなければならない」などとしていることから、「都市計画の決定又は変更に当たっては、」「公害防止計画に関する公害対策基本法の規定の趣旨及び目的を踏まえて行われることが求められるものというべき」であること、当該鉄道事業が東京都環境影響評価条例における対象事業であって、同条例において「良好な環境を保全し、都民の健康で快適な生活を確保するため」の都知事の基本的責務を定めた上で、「対象事業が都市計画法の規定により都市計画に定められる場合においては、本件条例（注：同条例）による手続を都市計画の決定の手続に合わせて行うよう努めるもの」とされていることから、「これらの規定（注：同条例の規定）は、都市計画の決定又は変更に際し、環境影響評価等の手続を通じて公害の防止等に適正な配

慮が図られるようにすることも、その趣旨及び目的とする<sup>1</sup>ものということが「できる」ことを踏まえて、「都市計画事業の認可に関する同法（注：都市計画法）の規定は、事業に伴う騒音、振動等によって、事業地の周辺地域に居住する住民に健康又は生活環境の被害が発生することを防止」すること等も「その趣旨及び目的とするものと解される」とした上で、違法に前記鉄道事業が認可された場合、事業地の周辺住民に騒音、振動等による健康や生活環境に係る著しい被害が直接的に生じるものであることを前提に、「都市計画事業の認可に関する同法（注：都市計画法）の規定は、その趣旨及び目的にかんがみれば、事業地の周辺地域に居住する住民に対し、違法な事業に起因する騒音、振動等によってこのような健康又は生活環境に係る著しい被害を受けないという具体的利益を保護しようとするものと解されるところ、」「この具体的利益は、一般的公益の中に吸収解消させることが困難なものといわざるを得ない」としたものである。

このように、平成17年最高裁判決は、都市計画事業の認可に関する都市計画法の規定につき、同法において、公害防止計画が定められているときは、都

---

\*1 原告らは、「平成17年最判は、…東京都環境影響評価条例について、同条例が個々人の個別的利益を保護することを前提として」いるなどと主張するが（原告第1準備書面23、24ページ）、平成17年最高裁判決は、東京都環境影響評価条例が、個々人の個別的利益を保護することをその趣旨、目的とするなどと判示したものではなく、「環境影響評価等の手続を通じて公害の防止等に適正な配慮が図られるようにすること」を趣旨、目的とするものと判示した上で、都市計画が公害防止計画に適合することが求められることなどを踏まえて、飽くまで、都市計画事業の認可に関する都市計画法の規定について、「事業に伴う騒音、振動等によって事業地の周辺地域に居住する住民に健康又は生活環境の被害が発生することを防止すること等も趣旨及び目的とする」と判示したものである。

市計画が公害防止計画に適合したものでなければならぬことが規定され、東京都環境影響評価条例において、対象事業につき同条例の手続を都市計画決定手続と併せて行うように努めるものと規定されていることなどを踏まえて、同法及び同条例の趣旨及び目的を参酌し、さらに、認可の告示があったときは事業の概要について事業地及びその周辺地の住民に説明する等の措置を講ずることにより事業の施行について協力が得られるように努めなければならないとする同法の規定も考慮した上で、事業地の周辺地域に居住する住民に健康又は生活環境の被害が発生することを防止すること等も、その趣旨及び目的とするものと解している。その上で、同判決は、都市計画事業の認可において考慮されるべき利益の内容及び性質等についても検討し、結論として、同法の規定が事業地の周辺住民に対し、違法な事業に起因する騒音、振動等によって健康又は生活環境に係る著しい被害を受けないという具体的利益を保護しており、このような具体的利益は一般的公益の中に吸収解消させることが困難なものであると判断して、事業地の周辺住民の一部について、取消訴訟の原告適格を肯定したものである（森英明・最高裁判所判例解説民事編（平成17年度（下））915～920ページ参照）。

2 電事法は、環境影響評価の手続を通じて人の健康等の個人の具体的利益を保護しようとするものではなく、技術基準への適合性を求めることによって、その保護を図っていること

(1) 電事法の趣旨及び目的

電事法1条は、「この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的とする。」と定めるところ、電事法の規定に基づく規制の根拠となる行政法規が、当該第三者が主張する被侵害利益を保護法益とすることを前提として、それを個々人の具

体的利益として保護する趣旨を含むものであるか（すなわち、個別具体的利益を保護することを目的としているか、個別具体的利益に配慮すべきことが要件に取り込まれているかどうか）を区別するには、法令の規定の全体的な枠組みの中で、規定の趣旨及び目的、違法な処分がされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質等を勘案する必要がある（行政事件訴訟法9条2項参照）。

## (2) 火力発電所に係る電事法の規制の枠組み

### ア 火力発電所に係る環境アセスの概要

火力発電所の設置工事は、環境アセス法2条2項1号ホ所定の第一種事業に該当するため、工事を実施しようとする事業者には環境影響評価を行うことが求められるところ<sup>\*2</sup>、評価書には、環境影響評価の項目ごとに、調査結果の概要並びに予測及び評価の結果が記載されるとともに、環境の

---

\*2 原告は、「（電事法が）一定規模以上の発電設備について、特別に環境アセスの手続を実施する規定を置いている。これは、規模の大きい発電設備については、その建設・稼働によって環境影響を生じ得ることに鑑み、特別に規制を行うことを目的としているものである。」（原告第1準備書面11ページ）などと主張するが、同主張は誤りである。発電所に係る環境影響評価は、環境アセス法に基づいて行われるものであり、電事法は、環境アセス法に定める手続のほか追加的な手続を定めているにすぎず、「一定規模以上の発電設備について、特別に環境アセスの手続を実施する」ものではない。なお、電事法が環境影響評価に係る追加的規定を設けているのは、発電所に対しては環境アセス法の制定以前より、省議決定に基づく環境影響評価が行われていて、その手続の各段階で国が監督指導を行い、十分な実績を上げてきたところ、事業者の個別事業が電力の安定供給という国の施策と強い関わりを持つという特殊な性格を有すること等の理由により、環境アセス法制定後も、引き続き手続の各段階で国が関与する特例を設けることとしたものである。

保全のための措置が記載される<sup>\*3</sup>（環境アセス法21条2項1号、14条1項7号）。そして、事業者は、火力発電所の設置工事において確定通知が付された評価書に記載したところに従った環境保全措置をとることが求められ（電事法48条3項1号、47条3項3号）、完成後の施設の維持、運用においても、評価書に記載されているところに従って環境保全措置をとることが求められる（同法46条の20）。

ここで、評価書に記載され、事業者が遵守することを求められる環境保全のための措置は、大気質等の環境要素に関しても、飽くまで「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として」環境要素の評価を行った上で講じられるものであり（発電所アセス省令別表第二）、経産大臣においては、評価書が「環境の保全についての適正な配慮」がなされているものであるかを確認することになるが（電事法46条の17）、電事法は、それを越えて、火力発電所の周辺住民等の健康等の具体的利益を保護するためのものとして環境影響評価を位置付けるものではない。

イ 電事法は、火力発電所の設置工事、維持及び運用の各段階において、強制的権限をもって技術基準適合性の確保を求めており、このことにより人の健康等の具体的利益の保護を図っていること

電事法は、火力発電所の設置に関し、事業者に工事計画の届出を義務付

---

\*3 原告は、確定通知につき、「遵守すべき基準の内容を確定させる」ものであるとか、「自らが遵守数値として設定したより厳格な基準があればそれが基準となる」などと主張するが（原告第1準備書面3ページ）、環境影響評価書には、事業者が遵守する「数値」が記載されるものではなく、事業者が環境の保全のために講じる措置が記載され、これを遵守することが求められるのであって、事業者が各種規制措置法令を上回る基準を自主的に設定し、遵守するというものではない。

け<sup>4</sup>、工事計画の火力発電所技術基準省令や電気設備技術基準省令等の技術基準への適合性について審査するものとしている（電事法48条3項1号、47条3項1号）。火力発電所技術基準省令や電気設備技術基準省令は、大気汚染防止法等の各種規制措置法令への適合性を要求するものであるところ、これらの技術基準への適合性の審査において、火力発電所の設置により人の健康等の具体的利益が害されるおそれがないかが判断されるのであり、適合性を欠くと判断される場合には、工事計画の変更又は廃止が命じられるだけでなく（同法48条4項）、火力発電所の運用開始後も適合維持が義務付けられ（同法39条1項）、適合性を欠くときには技術基準適合命令（同法40条）による是正が命じられることがある。このように、電事法は、火力発電所に関し、設置工事においてのみならず、維持・運用段階においても技術基準適合性を求め、その適合性を強制的権限をもって確保することで、人の健康等の具体的利益の保護を図っているので

---

\*4 電事法は、原子力発電設備や新技術による発電設備等を除き、事業用電気工作物に係る工事計画については、認可制ではなく届出制を採っているところ、技術進歩や設置者等による自主的な安全対策の充実等を背景に、事故の減少等安全水準が大幅に向上したことや、自己責任原則と市場メカニズムに立脚した自由な経済社会を目指すことが必要であることなどから、平成7年、平成11年の電事法改正を経て、自己責任を原則とする自主保安制度に移行したものである。原告らは「電気事業法上、本件石炭火力発電所の設置手続の中において被告の公権的な判断に基づき事業を正統化する行為は、どこかへ消えてしまい、どこにも存在しないことになる…電気事業法の仕組みを無視するものであり、不当なものである。」（原告ら第1準備書面2ページ）などと主張するが、電事法は、上記のとおり火力発電所の設置手続において届出制を採用しており、公権的な判断に基づいて事業を正統化する行為を予定しておらず、原告らの上記主張は、電事法の趣旨や仕組みを正しく理解しないものである。



ある。

ウ 電事法は、火力発電所の維持、運用の段階において、評価書の遵守を強制的権限をもって確保するものとしていないこと

これに対し、評価書の電事法上の位置付けについてみると、火力発電所設置工事の計画の届出において、計画が評価書に従っているかどうかを審査されるものとされ（電事法48条3項1号、47条3項3号）、評価書に従っていないときに工事計画の変更又は廃止命令（同条4項）の対象となる点では、技術基準と同様である。

しかし、電事法は、評価書に記載された環境保全についての適正な配慮を電気工作物の維持、運用においても求めつつ（同法46条の20）、それが遵守されなかった場合の是正手段について、強制介入権限が設けられていない。これは、環境影響評価の手続や評価書に基づいて講じられる環境保全措置等が、飽くまで、事業者が環境保全のための適正な配慮を促し、良好な環境を保全するためのものであって、他方で、評価書の不遵守が直ちに人の健康等に被害を及ぼすものではないからにほかならない。

## エ 小括

以上のとおり、電事法は、変更命令や同命令をしない旨の確定通知の制度を含めた環境影響評価に係る手続について、人の健康等の個人の具体的利益を保護するためのものとして位置付けていないのである。

### (3) 原告らの主張について

#### ア 原告らの主張

原告らは、「大気汚染防止法は、規制法として、あくまで、ばい煙排出施設における最低限の排出規制をなすものである。すなわち、大気汚染防止法は、個別の排出源に係る排出規制を通じて大気質の維持、これによる人々の健康等の確保を実現するものであるが、大気汚染（これによる健康被害）は多数の汚染源からの有害物質の複合的排出によって生じるもので

ある。したがって、全てのばい煙発生施設が大気汚染防止法による排出規制を遵守しているからといって健康被害等が生じないという関係にあるものではないし、環境基準が必ず達成されるというものもなく、大気汚染防止法等の各種規制措置法令が遵守されることで健康被害が生じないというならば、「詳細な調査・予測評価を内容とする環境影響評価を行う意味はそもそも無い」などとして、環境アセスを通じて「いわば『上乘せ』ともいうべき規制をするものである」などと主張する（原告第1準備書面19ないし22ページ）。

しかし、原告らの上記主張は、各種規制措置法令や環境基準、電事法及び環境アセス法の趣旨の理解を誤ったものであって、理由がない。

## イ 原告らの主張に理由がないこと

### (7) 環境基準について

原告らは、「環境基準が必ず達成されるものではない」（原告ら第1準備書面20ページ）などと、あたかも環境基準を満たさなければ、人の健康等が害されるおそれがあるかのように主張する。

しかし、環境基準は、環境基本法16条1項に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められるものであり、これは、あくまで大気、水、土壌、騒音などをどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという行政上の政策目標であって、事業活動等に関し直接に規制数値として働くものではないし、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、それより進んだところを目標にし、その確保を図っていかうとするものである（乙第8号証〔環境省総合環境政策局総務課「環境基本法の解説（改訂版）」〕193から195ページ）。

(i) 環境影響評価においては、調査又は予測の結果が環境基準等との整合性が図られていれば足りるものではなく、環境の自然的構成要素の良好

な状態の保持のために、事業者として実行可能な範囲内でできる限り事業による影響の回避・低減を図ることが求められること

環境影響評価においては、基本的事項が「国又は地方公共団体によって、選定項目に係る環境要素に関する環境の保全の観点からの基準又は目標が示されている場合は、これらとの整合性が図られているか否かについても検討するものとする」（乙第3号証・第四の一（6）〔6ページ〕）としているように、調査及び予測の結果が環境基準等との整合性が図られているかどうかの評価が行われることが多くあるが、事業者は、予測結果が環境基準等との整合性が図られているかの観点のみに留まらず、環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のために、「事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減すること」（環境アセス法3条）が求められる。そのため、環境基準等との整合性が図られていても、事業者として実行可能な範囲内でできる限り事業による影響の回避・低減が図られていなければ、「環境の保全についての適正な配慮がされていない」ものとして、勧告や変更命令（電事法46条の14、46条の17）の対象となり得るのである。

この点、本件発電所に係る環境影響評価についてみても、例えば、大気汚染に関し、本件事業者は、ばい煙の排出濃度及び排出量を低減するための環境保全措置として、排煙脱硫装置、排煙脱硝装置及び集じん装置を設置し、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんの排出濃度を可能な限り低減するものとしているところ（乙第9号証756ページ）、それらの措置を講じることによる環境影響の予測値や環境基準との整合性に係る評価結果は、下表のとおりであり（同号証757ページ）、本件発電所からの排出が予測される硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんによる環境影響は低く抑えられ（下表の「将来寄与濃度」及び「寄与率」を参照）、既存の濃度と合わせた予測値（下表の「将来環境濃度」を参照）

も環境基準を十分に下回るものとなっているのであって、本件事業者がこのような環境保全措置を講じることにより、「実行可能な範囲内で影響の低減が図られている」と評価されているのである。

第 12.1.1.1-77 表 年平均値予測結果と環境基準との対比

予測項目	評価対象地点	将来寄与濃度 ①	バック グラウンド 濃度 ②	将来環境濃度 ③=①+②	環境基準の 年平均相当値	寄与率 ①/③	評価対象 地点の 選定根拠
二酸化硫黄 (ppm)	兵庫南區	0.00004	0.003	0.00304	0.019	1.3%	将来寄与濃 度の最大
	潮見小学校	0.00004	0.002	0.00204		2.0%	
	打出浜小学校	0.00004	0.002	0.00204		2.0%	
	西宮市役所	0.00004	0.003	0.00304		1.3%	
	瀬浜	0.00002	0.004	0.00402		0.5%	将来環境濃 度の最大
二酸化窒素 (ppm)	長田	0.00008	0.015	0.01508	0.019 ～0.030	0.5%	将来寄与濃 度の最大
	朝日ヶ丘小学校	0.00008	0.009	0.00908		0.9%	
	瀬浜	0.00004	0.023	0.02304		0.2%	将来環境濃 度の最大
浮遊粒子 状物質 (mg/m <sup>3</sup> )	長田	0.000020	0.018	0.018020	0.034	0.1%	将来寄与濃 度の最大
	朝日ヶ丘小学校	0.000020	0.018	0.018020		0.1%	
	兵庫南區	0.000014	0.023	0.023014		0.1%	将来環境濃 度の最大

- 注：1. バックグラウンド濃度は、平成 23～27 年度における各項目の年平均値の平均値を用いた。  
 2. バックグラウンド濃度は、現状の既設設備（神戸製鉄所及び神戸発電所）の運転による影響を含んだ値である。  
 3. 環境基準の年平均相当値は、調査地域内にある一般局の平成 23～27 年度の観測値を基に作成した以下の式により求めた。なお、一般局の観測値は、平成 23～27 年度の各年度のうち、年間有効測定時間(6,000 時間)に達していないものを除いた（二酸化硫黄は 18～21 局、二酸化窒素は 29～33 局、浮遊粒子状物質は 28～31 局）。
- 二酸化硫黄  $y = 0.4917 \cdot x - 0.0006$   $y$  : 年平均相当値 (ppm)  $x$  : 日平均値の 2% 除外値 (ppm)  
 二酸化窒素  $y = 0.5573 \cdot x - 0.0032$   $y$  : 年平均相当値 (ppm)  $x$  : 日平均値の年間 98% 値 (ppm)  
 浮遊粒子状物質  $y = 0.2832 \cdot x + 0.0052$   $y$  : 年平均相当値 (mg/m<sup>3</sup>)  $x$  : 日平均値の 2% 除外値 (mg/m<sup>3</sup>)
4. 二酸化窒素の環境基準の年平均相当値については、環境基準のゾーン（1 時間値の 1 日平均値が 0.04～0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下）の下限値と上限値の範囲で示した。

このように、環境影響評価においては、「維持されることが望ましい基準」である環境基準等との整合性を確保するととどまらず、より進んで、良好な生活環境の確保のため実行可能な範囲内で環境への負荷を回避、低減する取組が求められるのであって、その目的が、一般的公益に属する環境の保全にあり、周辺住民等の個々人の健康等への被害の防止等ではないことは明らかである。

(d) 環境影響評価は、「有害物質の複合的排出によって生じる」大気汚染等を防止しようとするものではないこと

原告らは、「大気汚染防止法は、個別の排出源に係る排出規制を通じ

て大気質の維持，これによる人々の健康等の確保を実現するものであるが，大気汚染（これによる健康被害）は多数の汚染源からの有害物質の複合的排出によって生じるものである」（原告ら第1準備書面20ページ）などと，あたかも環境影響評価が，有害物質の複合的排出による健康被害を防止することを目的とするかのような主張をする。

しかし，環境影響評価がそのような目的で行われるものでないことは，前記(イ)で述べたとおりである上に，原告らのいう「複合的排出」による健康被害のおそれがある場合には，電事法令上，技術基準適合性を確保することで，これを防止するものとされている。

すなわち，例えば，工場・事業場が集合しており，施設単位の排出規制のみによっては環境基準<sup>5</sup>の達成が困難と認められる地域においては，一定の範囲の地域における大気汚染物質の総量の許容限度を環境基準に照らして科学的に算定し，許容限度以下に排出量を抑えるよう，特定の事業者の排出を制限することで総量の削減を図る場合（いわゆる総量規制）がある（大気汚染防止法5条の2，ダイオキシン類対策特別措置法10条，水質汚濁防止法4条の5。総量規制基準に適合しないときには，改善命令の対象となり，命令違反に対しては罰則が科される。なお，総量規制は，事業者が環境基準の達成そのものを義務付けるものではない。）。

そして，このような総量規制基準が設けられている場合には，技術基準により電気工作物がこれに適合することが求められるのであり（火力発電所技術基準省令4条2項及び6項，電気設備技術基準省令19条3項），電事法令は，原告らのいう「多数の汚染源からの有害物質の複合

---

\*5 環境基本法16条1項の規定による環境基準。

的排出」による健康被害等のおそれについても、技術基準適合性を求めることによってこれを防止しようとしているのである。したがって、環境影響評価が「多数の汚染源からの有害物質の複合的排出」による健康被害等を防止するものである旨をいう原告らの主張は、電事法令における規制の枠組みやその趣旨を理解しないもので、誤りである。

#### ウ 小括

以上に述べたとおり、環境影響評価の手続は規制水準を超えた良好な生活環境の維持を目的とするものであり、人の健康等に具体的な影響を及ぼしうるような環境の保全上の支障（環境基本法21条）を防止するために必要な規制については、原告らのいう「多数の汚染源からの有害物質の複合的排出」に係るものを含め、技術基準適合性を求めることにより行われている。このように、技術基準により各種規制法令の規制を遵守することを求めることに加え、環境影響評価を通じ、事業者に更なる環境保全に係る配慮を行わせることによって、環境への負荷が低減され、良好な生活環境が維持されることが期待できるのであり、環境アセス法が、各種規制措置法令による規制とは別に環境影響評価の手続を設ける意義は正にこの点にある。したがって、原告らがいうように「詳細な調査・予測評価を内容とする環境影響評価を行う意味はそもそも無い」（原告ら第1準備書面20ページ）とはいえないし、原告らの主張は、電事法及び環境アセス法における環境影響評価の位置付けや意義を正しく理解しないものであって理由がない。

### 3 平成17年最高裁判決と本件は事案を異にしており、同判決に基づいて原告らに確定通知の取消しに係る原告適格が認められるものではないこと

ア 前記1のとおり、平成17年最高裁判決は、都市計画法における都市計画事業の認可に係る規定が、違法な事業に起因する騒音、振動等による健康又は生活環境の被害の発生を防止すること等をも趣旨及び目的とする

解されることなどから、周辺住民に認可の取消しを求める法律上の利益があるとしたものである。

イ これに対し、環境影響評価の手続は、飽くまで、性質上、不特定多数者にとっての一般的公益に属する良好な生活環境の維持を目的とするものであって、人の健康等の個々人の具体的利益を保護しようとするものではなく、環境影響評価書につき「環境の保全についての適正な配慮」がなされているとして行われる確定通知についても、個々人の具体的利益を保護することを趣旨及び目的とするものとは解されない。したがって、平成17年最高裁判決の事案及び判断枠組みを踏まえても、原告らにその取消しを求める法律上の利益が認められるものではない。

したがって、平成17年最高裁判決を引用し、原告らに原告適格がある旨をいう原告らの主張は、同判決の射程を正しく理解しないものであって、理由がない。

## 第2 結語

以上に述べたとおり、平成17年最高裁判例を踏まえても、本件において、原告らに本件通知の取消しを求める法律上の利益はなく、本件取消請求は不適法であるから、速やかに却下されるべきである。

以上